

平成29年
4月分から

下水道使用料を従量制に統一します

現在、市の下水道料金は、使用水量による従量制と世帯員数による人頭制の2つの料金制度がとられており、地区によって異なっています。しかし、市内の行政サービスの使用料は同一であるべきことから、平成27年度に市長は市下水道事業審議会（宮本純一会長ほか委員10名）に諮問し、下水道使用料金についての意見を求めました。同審議会は5回に渡り開催され、公平性の観点から、世帯員数により使用料を定める人頭制を廃止し、使用水量に基づく従量制に料金制度を統一することと、料金水準については、下水道使用料が県内10市で最も安く、下水道の維持管理費を使用料で賄えず一般会計から多額の繰入を行っていることから、総収入を確保するため、下の「別表 下水道使用料金表」の答申を3月28日に市長に提出しました。そして、市ではこの答申を受けて、6月市議会定例会に使用料改定の条例案を提案し、市議会でご承認をいただきましたので、平成29年4月分から改定することになりました。この制度統一・料金改定により、使用料が上がる方も下がる方もいらっしゃいますが、従量制は公平な制度であることをご理解くださるようお願いいたします。

従量制とは

下水道へ流す排水量が多くなるほど使用料が上がる料金制度です。排水量が多くなれば下水処理費用も増大するため合理的で、全国のほとんどの市町村が従量制となっています。現在、農業集落排水処理地区と公共下水道の富范地区は世帯員数による人頭制の料金制度になっておりますが、公共下水道の木造地区と同じ従量制に変更となります。

排水量の決め方

上水道の使用水量を排出量とします。上水道の他に井戸水などを下水道に排出している方は、使用状況により使用水量を算出します。

従量制の料金改定について

新しい従量制の料金は1か月の使用水量が8㎥を超えれば値上げとなりますが、8㎥以下であれば、現行の基本料金1,404円（消費税込）のままであり、使用水量の少ない高齢者世帯などに配慮した内容となっております。

また、これまで人頭制だった世帯では値下げとなることもあります。

（例1）1世帯（1人）7㎥使用した場合の料金

改正前：公共（木造地区） 1,300円（税込1,404円） → 改正後 1,300円（税込1,404円）

改正前：農集・公共（富范地区）1,800円（税込1,944円） → 改正後 1,300円（税込1,404円）

（例2）1世帯（3人）20㎥使用した場合の料金

改正前：公共（木造地区） 2,400円（税込2,592円） → 改正後 3,100円（税込3,348円）

改正前：農集・公共（富范地区）2,800円（税込3,024円） → 改正後 3,100円（税込3,348円）

下水道使用者で、次のような方は市下水道課までご連絡ください

- ・井戸水などを下水道に排出している方 → 使用状況により使用水量を算出します。
- ・1つの水道メーターを2軒で使用している方 → 使用状況により使用水量を算出します。
- ・農業利用、洗車などに上水道を大量に使用している方で、子メーターを設置（使用者負担）することで、その使用水量の除外を希望する方 → 設置にあたり市へ届けが必要となります。

◎別表 下水道使用料金表

使用料区分	現 行		新料金（29年4月分から）	
	排除水量	金額（円）	排除水量	金額（円）
一般用および事業用A	基本使用料 1 0 ㎥まで	1,300	基本使用料 8 ㎥まで	1,300
	1 1 ㎥～3 0 ㎥	110	9 ㎥～3 0 ㎥	150
	3 1 ㎥～4 0 ㎥	130	3 1 ㎥～4 0 ㎥	170
	4 1 ㎥～1 0 0 ㎥	150	4 1 ㎥～1 0 0 ㎥	190
	1 0 1 ㎥～1 5 0 ㎥	200	1 0 1 ㎥～1 5 0 ㎥	240
	1 5 1 ㎥～	250	1 5 1 ㎥～	290
事業用B	基本使用料 1 0 ㎥まで	1,900	基本使用料 1 0 ㎥まで	2,100
	1 1 ㎥～3 0 ㎥	130	1 1 ㎥～3 0 ㎥	190
	3 1 ㎥～4 0 ㎥	160	3 1 ㎥～4 0 ㎥	220
	4 1 ㎥～1 0 0 ㎥	180	4 1 ㎥～1 0 0 ㎥	240
	1 0 1 ㎥～1 5 0 ㎥	230	1 0 1 ㎥～1 5 0 ㎥	290
	1 5 1 ㎥～	280	1 5 1 ㎥～	340
公衆浴場および水泳プール用	基本使用料 1 0 ㎥まで	1,300	基本使用料 1 0 ㎥まで	1,500
	1 1 ㎥～	20	1 1 ㎥～	22

【問い合わせ先】下水道課 電話42-2111（内線374）

国民年金保険料「後納制度」について

国民年金を受給するには、20歳から60歳に到達するまでの間に25年（300月）以上保険料を納めていなければなりません（免除期間を含めます）。しかし、保険料を納められなかったり資格取得などの届け忘れにより、国民年金の資格期間が足りないと国民年金を受給することができなくなります。このようなことを避けるために平成27年10月から、過去5年さかのぼって納めることができる「後納制度」が始まりました。

（例）未納期間 平成23年8月～10月

8月分納付期限 平成28年 8月31日

9月分納付期限 平成28年 9月30日

10月分納付期限 平成28年10月31日 ※一括納付することもできます。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方は納めることができません。この後納制度は、平成30年9月30日までの期間となっています。



移動年金相談日 日時 7月27日（水）、8月24日（水）、9月28日（水）10時～15時

場所 つがる市役所 2階相談室

※事前の予約が必要です。 弘前年金事務所 お客様相談室 電話0172-27-1309

【問い合わせ先】 つがる市市民課 電話42-2111（内線261・267） 稲垣出張所 電話46-2111

車力出張所 電話56-2111 弘前年金事務所 電話0172-27-1337

金婚・ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦へ

「つがる市福祉顕彰式」において、金婚（結婚50周年）・ダイヤモンド婚（結婚60周年）を迎えられたご夫婦に対し、顕彰状と記念品を贈呈しますので、福祉課または稲垣・車力出張所へお申し出ください。

受付期限 8月9日（火） **開催日** 9月6日（火） **場所** 松の館

〈金婚〉 昭和41年1月1日～12月31日の間に結婚の届出をされたご夫婦

〈ダイヤモンド婚〉 昭和31年1月1日～12月31日の間に結婚の届出をされたご夫婦

【申し込み・問い合わせ先】

福祉課 電話42-2111（内線245） 稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

3つの「きる」で生ごみを減量しよう

生ごみや食品ロスを削減するためのポイントは、3つの「きる」にあります。

1つ目の「きる」 食材は使いきる

買い物前に冷蔵庫の中身などをチェックし、買い物メモを作ってから出かけると、 unnecessary 買い物を控えることができます。また、野菜などを切る時、できるだけ捨てる分を少なくする一工夫が大切です。

2つ目の「きる」 作った料理は食べきる

作りすぎてしまわないように料理は適量作るよう心がけましょう。また、作った料理はできるだけ残さずおいしく食べるようにし、残ったものは少しアレンジして違う料理にすると食べることができます。

3つ目の「きる」 ごみを出すときは水気をきる

生ごみの重さのうち約8割は水分となっています。きちんと水気をしぼってからごみに出せば、ごみの重量を減らせるだけでなく、生ごみを燃やす際のエネルギーも節約できます。

【問い合わせ先】

環境衛生課 電話42-2111（内線281・282）

使用済小型家電回収ボックスが 森田公民館に移動になります

つがる出張所（イオンモールつがる柏）の移転に伴い、これまでつがる出張所内に設置していた使用済小型家電回収ボックスは7月22日（金）より森田公民館へ移動します。柏地区の方は、柏分庁舎ロビーにも回収ボックスを設置しておりますのでご利用ください。

住所 〒038-2816

つがる市森田町森田月見野119-2

電話 0173-26-2566 FAX 0173-26-2567

使用時間 9時～17時15分

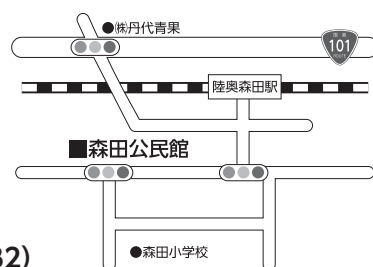
休館日 12月29日～1月3日

【問い合わせ先】

環境衛生課

電話42-2111

（内線281・282）



国民健康保険税改正のお知らせ

地方税法施行令の改正に伴い、平成28年度から国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび低所得者に係る税額の軽減対象となる範囲を拡大しました。国民健康保険税は加入世帯ごとに以下の税率などに基づいて算定しています。

税額算定表

区分	対象者	医療分	後期高齢者支援分	介護納付金分
		被保険者全員	被保険者全員	満40～満64歳の被保険者
均等割額（1人当たり）		26,400 円	6,600 円	9,000 円
平等割額（1世帯当たり）		27,600 円	9,600 円	6,600 円
所得割額（課税対象所得に対し）		8.78 %	2.50 %	2.44 %
資産割額（固定資産税額に対し）		26.30 %	7.70 %	4.00 %
課税限度額	改正前	52万円	17万円	16万円
	改正後	54万円	19万円	（改正なし）

※課税対象所得…前年の合計所得金額－33万円（住民税の基礎控除額）

税額軽減措置（均等割額および平等割額）

軽減割合	軽減判定所得（※1）	判定の基準（※3）
7割	世帯主と被保険者（※2）の前年中の総所得金額等の合計	33万円以下の世帯（改正なし）
5割		改正前 33万円を超え、被保険者数×26万円+33万円以下の世帯 ↓
		改正後 33万円を超え、被保険者数×26.5万円+33万円以下の世帯
2割		改正前 33万円を超え、被保険者数×47万円+33万円以下の世帯 ↓
		改正後 33万円を超え、被保険者数×48万円+33万円以下の世帯

※1 軽減判定所得には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

※2 被保険者には後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の資格を喪失した方でその喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する方（特定同一世帯者）も含まれます。

※3 4月1日現在の世帯構成を基準に判定します。4月2日以降に国民健康保険に加入された場合は加入された日を基準日とします。

【問い合わせ先】国民健康保険課 電話42-2111（内線276・277）

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成28年7月31日が有効期限ですが、平成27年中の所得状況などにより、平成28年度も引き続き認定される方には、新しい認定証（有効期限は平成29年7月31日まで）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

平成28年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、個人番号の「通知カード」または「個人番号カード」、後期高齢者医療被保険者証と印鑑を持参の上、手続きしてください。

平成28年度の保険料について

保険料額決定通知書を7月中に発送いたしますので、ご確認ください。

■保険料の決まり方（年額）

均等割額(被保険者全員が納める額) + 所得割額(所得に応じて納める額) = 青森県の保険料
(40,514円) (※基礎控除後の所得×所得割率7.41%) (限度額57万円)

※基礎控除後の所得とは、総所得金額等から33万円を差し引いた額となります。

【問い合わせ先】つがる市国民健康保険課 電話42-2111 内線(274・275)

青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821

児童扶養手当「現況届」のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方には、所得額および受給者の資格情報を確認するため、毎年「現況届」を提出していただいております。対象となる方には関係書類を7月末に郵送いたしますので、必要事項を記入のうえ下記提出期間内に必ず提出してください。

なお、提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなります。

提出期間 8月1日(月)～8月31日(水) 8時30分から17時15分(土、日、祝日を除く)

持参するもの ①児童扶養手当証書 ②現況届用紙 ③印鑑 ④平成28年1月2日以降に転入された方は、前住所地からの平成28年度所得課税証明書 ⑤その他必要書類(5月に郵送済みの一部停止除外事由届出書など)

提出先 福祉課、稲垣出張所、車力出張所(つがる出張所では受け付けしていません)

児童扶養手当の加算額が変わります

児童扶養手当法の改正により、8月から第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

児童扶養手当(月額)

○子どもが1人の場合(変更なし) 全部支給 42,330円、一部支給 42,320円～9,990円

○子ども2人目の加算額

(改定前) 定額5,000円 → (改定後) 全部支給 10,000円、一部支給 9,990円～5,000円

○子ども3人目以降の加算額(1人につき)

(改定前) 定額3,000円 → (改定後) 全部支給 6,000円、一部支給 5,990円～3,000円

※手当額については、年金と同様に毎年の消費者物価指数の変動に応じた「物価スライド制」がとられておりますが、平成29年4月からは加算額にも導入されます。

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111(内線233)

7月29日(金)

午前10時
いよいよ開館

つがる市立図書館についてのお知らせ



イオンモールつがる柏内に設置する「つがる市立図書館」が、いよいよ7月29日(金)オープンを迎えます。市民はもちろんのこと、市外の方もご利用可能です。ぜひ、みなさんのご来館をお待ちしております。

■図書館のご利用にあたって

開館時間 10時から20時 **休館日** 毎月末日(但し、土日祝日の場合は前の平日が休館)

館内での本の閲覧は自由です。またお飲物はふた付きのもの、所定の閲覧場所への持ち込みに限ります。

■図書の貸し出しについて

お申込みをされた方に図書カードを交付します。その際、ご本人であることを保険証などで確認いたします。図書カードを交付後、一度に5冊、14日間まで借りることができます。

※事前に図書カードを申し込み済の方は、オープン前日(7月28日10時～17時)から図書館内にてお受け取り下さい。

■図書館オープニングセレモニー

日時・場所 7月29日(金) 9時30分から つがる市立図書館入り口前

当日は10時の開館から先着300名様にオリジナルバッグを進呈します。

【問い合わせ先】つがる市教育委員会 社会教育文化課 電話49-1200